

資 料 編

用語解説

か 行

介護給付

要介護 1～5 の対象者に実施される給付のこと。（要支援 1～2 の対象者に実施される給付は予防給付）

介護予防

高齢者が自分らしく生活するために、老化のサインを早期発見すること、適切な対処を行うこと、自らの力を取り戻していくこと。

具体的には筋力向上トレーニング、低栄養予防、転倒予防、認知症予防、フットケア、尿失禁予防などがある。

介護療養型医療施設

介護保険施設の一つで介護サービスを受けられる医療機関。急性期医療・治療が一段落したあと、さらに病院での療養が必要な方などが利用する。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、常に介護を必要とする高齢者が入所する。

「特別養護老人ホーム」がこれにあたり、入浴や排泄、食事などの日常生活をサポートするとともに、必要に応じて身体の機能訓練や健康管理なども行う。

介護老人保健施設

介護保険施設の一つで、病院と施設の中間的な施設と位置付けられている。施設内では在宅復帰を目指した集中的なリハビリテーションを受けることができる。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

従来の「小規模多機能型居宅介護」の通所・宿泊・訪問介護に新たに「訪問看護」の機能を加えた、医療・介護ニーズの高い在宅療養者向けのサービス。

平成 27 年度の介護報酬改定において、「複合型サービス」が「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更された。

居宅サービス

介護保険の給付対象であるサービスのうち、在宅で受けるサービスのこと。

大まかに分類すると介護の担当者が自宅を訪問して行うタイプ、介護を受ける方が日帰りで施設を利用するタイプに大きく分けられる。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが在宅で介護を受ける方の家庭を訪れ、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。

グループホーム

認知症対応型共同生活介護のこと。

高額介護サービス費

世帯の1ヶ月の在宅サービスや施設サービスにかかる1割の利用者負担額の合計が所得区分に応じた上限額を超えた場合、超えた金額を高額介護（介護予防）サービス費として介護保険から支給する。

さ 行

在宅介護

介護が必要な高齢者や障がい者などが長年住み慣れた居宅や地域で安心して暮らしていくことができるよう、提供される介護サービス。

小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」といった要介護者の様態や希望に応じた機能を組み合わせて対応ができる施設での介護。生活圏域を設定した市町村が整備計画に沿って、市町村が指定を行う。

総合事業対象者

65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。介護予防の観点から行われる健診の結果、生活機能の低下が心配される方、要介護認定の非該当者、保健師などが行う訪問調査によって、生活機能の低下が心配される方などが該当する。

た 行

第1号被保険者

市民のうち 65 歳以上の方。

第2号被保険者

市民のうち 40 歳以上 65 歳未満の方。

短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられる。

短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下での介護・機能訓練等を受けられる。

地域支援事業

65 歳以上の方を対象に、要介護状態（要支援や要介護）にならぬよう、効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする。リスクを抱えた特定の高齢者や一般の高齢者に対して、市町村は地域包括支援センターを設置し事業を進める。

内容としては

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業）
- ② 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営・在宅医療・介護連携の推進・認知症施策の推進等）
- ③ 任意事業（介護給付費適正化事業・家族介護支援事業等）

地域包括支援ケア「見える化」システム

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

地域包括支援センター

高齢者が地域で安心していきいきと暮らせるよう、保健医療の向上や福祉の増進を支援する中核拠点として設置している。高齢者や家族の方からの様々な相談に応

じるとともに、介護予防サービスの紹介や関係機関との調整、虐待防止などの権利擁護活動を行う。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームを地域密着型介護老人福祉施設という。家庭的な雰囲気の中で介護サービスを受けられる。生活圏域を設定した市町村が整備計画に沿って、市町村が指定を行う。

地域密着型サービス

要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。地域密着型サービスとしては、

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 認知症対応型通所介護
- ④ 小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下）
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下）
- ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模の通所介護。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム(軽費老人ホームを含む)の入所者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の支援・世話、機能訓練を行う。

調整交付金

国から交付される介護給付費交付金の内、後期高齢者の年齢や所得状況などによりその額が増減する交付金のこと。

通所介護（デイサービス）

在宅で介護を受けている方が、日帰りで施設サービスを利用すること。
行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。

通所リハビリテーション（デイケア）

在宅で介護を受けている方が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設を訪れ、リハビリテーションを受けること。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や利用者からの連絡によって利用者の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを行うこと。

特定健康診査

健康診査で、糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備軍を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診。40歳から74歳未満の被保険者が対象で、それぞれが加入する医療保険者の義務付けとなっている。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設に入居している方が対象の介護保険制度によるサービス。そこを住居とし様々な介護を受け、各施設は利用者一人ひとりに見合った特定施設サービス計画という利用計画を立てサービスを提供する。

特定入所者介護サービス費

施設入所の居住費・食費が利用者の自己負担となったことにともない創設された低所得者対策のひとつ。利用者負担が過重にならないように居住費・食費の負担には上限が設定されており、これと実際の居住費・食費との差額を補うために給付される。

な 行

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）

内臓脂肪型肥満に加え、高血圧・脂質異常・高血糖などの危険因子を併せ持つ状態を、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームという。

日常生活圏域

高齢者が日常、住み慣れた地域で生活を持続することができるよう、市町村内の小学校区や中学校区など、住民の生活形態や地域づくりの単位などで設定される生活圏域のこと。

認知症

一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。

認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民、介護関係者など誰でも自由に参加して、日頃、疑問に思っていることや困っていることなど情報交換や居場所づくりをして、認知症に対する理解を深め、孤立しがちな患者とその家族を地域で支えていく取り組み。

認知症ケアパス

認知症の方やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合や認知症の進行に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、サービス提供の流れなどをわかりやすく示したもの。

認知症サポーター

認知症を正しく理解してもらい、認知症の方や家族を温かく見守る応援者のこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

独立して日常生活を送ることが困難な認知症の要介護者に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援するサービスのこと。

認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の世話や、機能訓練を行う。

は 行

福祉用具貸与

高齢者の身体機能の変化に対応するため、レンタルでの福祉用具指定を受けた用具が料金の1割負担で利用できる。

フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、心身の脆弱性が出現した状態ではあるが、適切な介護・支援により生活機能の維持向上を図ることが可能で、健康な状態と介護が必要な状態の中間を意味する。

訪問介護

ホームヘルパーが介護を受ける方の自宅を訪れて、日常生活のサポートをするサービス。

訪問入浴介護

在宅にて介護を受けている方が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが利用者宅を訪問して、リハビリテーションを行う。

保険料収納必要額

(標準給付費見込額+地域支援事業費見込額×23%) - (調整交付金見込額-調整交付金相当額)により計算される。

や 行

夜間対応型訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）などが定期的または必要に応じて夜間に利用者宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話をを行う。

要支援・要介護

訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が審査する要介護認定審査会によって決定される要支援・要介護状態区分のこと。現在は要支援が1、2の2段階、要介護が1～5の5段階のあわせて7段階となっている。

予防給付

要支援1、2の対象者に実施される給付のこと。

燕市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

No	区分	氏名	所属	備考
1	被保険者の代表 (4人)	柄澤 榮作	第1号被保険者	
2		峯島 祥子	第1号被保険者	
3		寺澤 清仁	第2号被保険者	
4		川瀬 和子	第2号被保険者	
5	保健・医療及び 福祉の関係者 (7人)	吉岡 一典	燕市医師会	
6		佐藤 和之	燕歯科医師会	
7		金子 幸枝	介護老人保健施設エバーグリーン	
8		佐々木勝則	特別養護老人ホーム分水の里	
9		宮腰 誠	(有)介護サービスみどり園	
10		金子 朋行	燕市地域包括支援センターおおまがり	
11		星井 勝博	小規模多機能センターみなみよしだ	
12	学識経験者 (4人)	霜鳥 高子	(福)燕市社会福祉協議会	
13		高橋 是司	燕西蒲原地区介護支援専門員協議会	
14		佐藤 稔	燕市民生委員児童委員協議会	会長
15		西郡 饒	(公社)燕市シルバー人材センター	会長代理

燕市介護保険運営協議会の開催経過

年月日	内容
第1回開催 平成29年5月22日	<input type="radio"/> 燕市第7期介護保険事業計画策定スケジュールについて <input type="radio"/> 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の報告について
第2回開催 平成29年8月22日	<input type="radio"/> 燕市第6期介護保険事業計画の進捗状況について <input type="radio"/> 燕市第7期介護保険事業計画に係る基本指針について <input type="radio"/> 介護保険施設等整備意向調査の結果について
第3回開催 平成29年10月16日	<input type="radio"/> 燕市第7期介護保険事業計画に係る人口推計、要介護認定者数等の推計について <input type="radio"/> 保険料推計について
第4回開催 平成29年11月28日	<input type="radio"/> 燕市第7期介護保険事業計画(素案)について <input type="radio"/> パブリックコメントの実施内容について
第5回開催 平成30年2月6日	<input type="radio"/> パブリックコメントの実施報告について <input type="radio"/> 燕市第7期介護保険事業計画(案)について